



# つばめ通信

第20号

令和4年5月1日

特定非営利活動法人

NPO 成年後見湘南

平塚市代官町16-37

平塚チェリーマンション102号

発行責任者：成瀬富子

## 令和3年度のNPO 成年後見湘南

今年もコロナに翻弄された1年でした。一時ご本人さまとの面会が再開された時期もあったのですが、昨年末よりのオミクロン株の爆発的な感染拡大によりまた面会が出来なくなりました。後見担当者は電話で施設の担当職員からご本人さまの様子を伺ったり、リモートでご本人さまと対面しました。法人の定例会や事務局会議も状況に応じ中止したりリモートでの開催となっています。それでも旅行や外出もできず、日常生活に多くの我慢を強いられているご本人さまたちの状態が悪くなったという報告がなかったのが救いでした。

令和3年度は新規に1名の方の後見人をお受けし、現在の受任件数は30件です。

NPOの定期総会は今年も定例会メンバーのみで行います。会員の皆様へは総会資料をお送りいたしますので委任状の返送をよろしくお願い致します。

ご本人さまに直接お会いできない後見活動はなんとも歯がゆいです。はやくコロナが収まりご本人さまにお会いできる日が来ることを願ってやみません。

本年度も宜しくお願い致します。

成瀬 富子 (代表理事)

## 振り返れば20年

NPO 成年後見湘南は、設立以来20年が経とうとしています。

始まりは、私がまだ若い？ 60代の頃、従来の制度に変わり新しい成年後見制度が出来ました。この制度の説明を知的障がい者施設、進和学園の家族会で説明を受け、日ごろ「親亡きあと」の不安を感じていた親達が勉強会を始めたのがきっかけでした。

前代表理事の比企明義さんをトップにした15名のミニ勉強会でした。その頃は知的障がい者の成年後見はまだ例も少なく将来に向け長い期間を要します。最後まで見守り続ける為には法人後見がベストであり、知的障がい者と長い付き合いをもつ自分たちこそ身上監護についてはより適切な支援が出来るのではと考え、平成15年に 特定非営利活動法人・NPO 成年後見湘南を全員で設立しました。

出来たばかりの法人にとって幸運だったことは現在の顧問2人(渡辺さん・東方さん)がボランティアとして参加して下さったことです。渡辺さんは元家裁の調査官、東方さんはコンサルティングの専門家で、今日まで色々助けて頂いています。

当時、なり行きで、法人のメンバーになった私は、良くも悪くも申立書を書く、家庭裁判所に行く等は日常の生活では考えることもなく、渡辺さんには厳しく丁寧に一つ一つ教えて頂きました。又、後見制度のことを聞きに来られる方の面接の方法等は東方さんの指導でした。身上監護だけは障がいを持つ息子を育てた30年近くのキャリア？ で学ばずにすみしました。

その頃はまだ地元での市民後見人の養成は無く、数年後、東大で成年後見の市民養成講座を開催しているのを知り学ぶ事にしました。そこでの最後の勉強に進和学園や当法人での実習に来て下さった2人の方が法人のメンバーになりました。一般の方の参加は顧問の方や比企さん成瀬さん古野さんを始めとするメンバーの気持ちに通じたのだと非常にうれしく感じました。

その後、新しくメンバーになった仲間と共に事務処理の仕方や規定作成、経理の変革等、法人としての体制を整えていきました。

平成25年成瀬富子さんが2代目代表理事となり10年、社会福祉士の資格を持った方も4名になり現在に至っています。その間ずっと応援をしてくださった会員(現在138)の皆様にも感謝申し上げます。

小林 美榮子 (事務局)

## 後見活動(保佐人)の報告

担当しているAさんは、団地にお一人でお住まいで、徒歩にて就労施設に通所しています。施設では、生活支援員さんのもとの他の利用者さんと一緒に衣服・シーツのクリーニング作業に真面目に従事しています。

コロナ禍で制約がありますが、休日には、時々平塚駅の方の遊戯施設に通って、余暇を楽しんでいます。

Aさんとの出会いは、一昨年横浜家庭裁判所・小田原支部での審判申請の時、調査官との代理権についての話し合いの時です。他に担当しているBさん(後見類型)とは、普通の会話が噛み合わないことが多いのですが、Aさん(保佐類型)は違って普通の会話ができます。

苦手はお金の管理・消費が上手にできないことです。寄り添って活動するためには、Aさんには制約がありますが、いろいろと代理行為をつけてAさんを守るようにします。

日頃の後見活動は、感染対策をとった施設内の事務所でパーティション越しに面会をします。就労施設には、一カ月の生活資金を届けて(本人が受取書に署名)、健康面・日頃の活動の様子・困りごとなどを聞いたり、自宅に届いた手紙などを受け取り、手続きをしたりしています。

生活資金は施設で管理して、毎日必要なお金を生活支

援員さんが小銭で渡すようにしています。クリニック通院とか団地自治会費など臨時の出費には、その都度対応しています。

マイナンバーカードの受け取りについて。担当しているBさんの場合は、代理としてF市役所に必要な書類を持って受け取りに行きました。Aさんの時は、午後仕事をお休みにして、必要な書類を本人が持参して、一緒に平塚市役所に受け取りにいきました。

市役所は初めてで入口を探していたら、「あっちだ」と教えてくれました。何度か来たことがある、と言っていました。

交付窓口では、本人確認の書類を自分で出すことができ、いろいろな書類のやりとりで、かなり時間がかかりましたが静かに待つことができました。無事にマイナンバーカード受け取ることができました。申請から受理までの手続きは法人の事務局が担当しました。

帰りは施設には戻らないで、Aさんの自宅まで送って行きました。どんな生活を送っているのか。団地付近の環境、室内の様子、火の元、危険性。食事の様子等を、今後の支援活動に生かせるように観察してきました。

最後にご本人さんの意思決定を尊重しながら寄り添って後見活動をしていきたいと思っています。

清宮 勝男 (事務局・保佐担当者)

## 後見制度支援信託についての報告

これは(未)成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要かつ十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みの事です。

今回初めて、この制度の下「後見制度支援預金」の口座を開設する手続きを致しました。

まず、家庭裁判所に信託契約を希望する成年被後見人の財産額、通常の収支予定額等の明細を提出し、後見制度支援預金の契約締結の許可を申請しました。

認められると「指示書」が交付されます。それを希望する銀行に提出し口座の開設ができました。

指示書の提出以外は通常の口座開設と変わりありません。この先、臨時収入があったりして後見人が管理する金銭が多額になった場合、又逆に多額の支出が必要になった場合は家庭裁判所に裏付け資料を提出して、その都度預出入の指示書の発行を申請します。

つまり、普通の預金との違いは家庭裁判所の発行する指示書がなければ、まったく動かすことができない預金であるという事です。

キャッシュカードの発行もなく、振込入金も出来ませんので、この先あえて言えば有事申請の際に指示書の発行が速やかであることを願っています。

杉山 須美子(事務局・会計担当)

◆編集後記 先輩の皆さまの活躍のおかげで現在があることを再確認した次第です。持続可能なNPO法人として次の20年に向けて益々発展していくことを会員の皆様と願っています。今後ともご支援をお願いいたします。(K.K)

## NPO 法人のあゆみ (事務局)

H13(2001)	11	神奈川県平塚市所在の知的障がい者施設の利用者家族会の有志15名が成年後見制度に関する勉強会を立ち上げ
H15(2003)	2	横浜家庭裁判所で成年後見人の実務などについて助言を受ける
	4	設立会員16名の出席をえて「特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南」の設立総会を開催、初代代表に比企明義氏が就任(22日)
	8	「NPO 成年後見湘南」設立登記完了(4日)
	10	湘南新聞 に法人設立が設立メンバーたちの写真入りで紹介される
H16(2004)	4	つばめの子育てを基調にした初期の法人シンボルマークを設定
	5	第1回通常総会を開催(25日)
	6	ひらつか市民活動センター主催「NPO 入門講座」の事例報告パネラーとして比企代表が出席
	8	第1号になる会報「つばめ通信」を発行
H17(2005)	2	横浜家庭裁判所より成年後見人を初受任(3日)
H18(2006)	4	最初に受任した2件の後見事務を開始(2件重複後見)
H19(2007)	5	法人シンボルマークを改訂、法人紹介パンフレット初版を発行
H20(2008)	3	設立より5年間の受任累計 8件
	12	法人の理念を示す標語として「“引き継ぎます、家族の心で”“見守ります、本人の未来を”」を設定、また、この標語とシンボルマークを合わせたロゴマークも設定
H22(2010)	1	成年後見業務総合保険に加入
	10	東京大学主催「市民後見人養成講座」受講生10名の体験活動実習受け入れ
H23(2011)	7	東京大学安田講堂で開催された「第1回市民後見人全国大会」で、成瀬富子理事が当法人の活動事例を報告
	11	活動拠点を平塚市民活動センターより常時活動できる同市代官町の事務所に移転
H24(2012)	4	東京大学主催「市民後見人養成講座」受講生5名の体験生活実習受け入れ
H25(2013)	2	10年に渡って積み上げてきたノウハウを整備し法人規定として運用を開始
	2	東京大学主催「市民後見人養成講座」受講生5名の体験生活実習受け入れ
	3	設立より10年間の受任累計 17件
	5	初代代表比企氏が退任、成瀬理事が二代目代表に就任、通常総会後に設立10周年記念パーティーを開催
H27(2015)	1	初代代表 比企氏 逝去
H28(2016)	4	法人ホームページを開設
H29(2017)	5	毎日新聞論説委員 野沢和弘氏を講師に招き「自閉症の子とともに生きて -親亡き後を考える-」をテーマに、初めて会員以外にも声掛けした講演会を開催
H30(2018)	3	設立より15年間の受任累計 30件
	6	又村あおい氏を講師に招き「障害のある人の親なき後を考える」をテーマに、会員以外にも声掛けした2回目の講演会を開催
R1(2019)	12	又村あおい氏を講師に招き「障害のある人の親なき後を考える～住まいの話を中心に～」をテーマに、会員以外にも声掛けした3回目の講演会を開催
R2(2020)	3	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、以後後見活動に大きな影響が長く続く、この機会にリモート会議やリモート面会という先々有効なツールの導入を推進
R4(2022)	3	設立より20年間の受任累計 39件